

談合は必要悪だ、という声が根強い。過当競争・ダンピング問題もあるが、それは別の問題だ。

談合は、一部の業者が利益を得る公金横領システムとなっているのが実態である。しかし、このシステムは行政と深く関わっている。

この問題にいかに取り組みばいいのか。今回、行政の裏と表から日本・地方の談合の実態を明らかにし、「脱・談合」を考えたい。

「脱・談合」を考える

～公共事業の実態を解明し、あるべき入札を探る～

講師：松葉 謙三弁護士

軽井沢法律事務所所長



松葉謙三さんについて／

岐阜市では「談合反対」を唱えていた土木業者が指名排除されて、「不当だ」として訴えていたその業者がこのたび勝訴した(新聞記事)。その裁判の原告代理人です。

長野県が田中康夫知事であったとき、田中知事に招かれ三重県から軽井沢町に転居「長野県」調査委員会委員、長野県副出納長兼会計局長、長野県公共事業入札等検討委員会委員を歴任。

行政事件—地方公共団体の税金無駄使いを迫及する監査請求・住民訴訟(議員の政務調査費、市長交際費、談合による不当利益など)・公害、環境事件を得意として扱う。



とき：H23. 2月12日(土) 午後1:30~4:00
ところ：豊橋市民文化会館 第4会議室

440-0862 豊橋市向山大池町

TEL (0532) 61-5111 FAX (0532) 64-1356

参加費：500円(資料代として)

主催：豊橋市民オンブズマン(代表/寺本ひろゆき http://www.geocities.jp/teramoto_net)

豊川市民オンブズマン(代表/倉橋 英樹 <http://www.saturn.sannet.ne.jp/kura/>)

問い合わせ先/090-8458-7575(寺本) / 090-6577-6895(倉橋)